租税特別措置法	第九十三条第一項第二号	含む。）	法人税　事業年度	含む。以下この号において同じ。）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十三条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項
国税通則法	第十五条第二項第三号	法人税	法人税　事業年度	法人税及び復興特別法人税　事業年度
	第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十三条第二項及び第四十三条第二項	法人税		法人税、復興特別法人税
	第六十五条第三項第二号	加算した金額	法人税、	加算した金額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十九条（復興特別所得税額の控除）又は第五十条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額）
			法人税、復興特別法人税、	法人税、復興特別法人税
	第七十五条第四項第一号	若しくは法人税法	、法人税法若しくは特別措置法第五十八条第二項（青色申告）	
		同法	法人税法	
	第八十五条第一項及び第八十六条第一項	法人税	法人税、復興特別法人税	
地方税法	第五十三条第二十四項	連結控除限度個別帰属額		連結控除限度個別帰属額と東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額
	第三百二十一条の八第二十四項	連結控除限度個別帰属額		連結控除限度個別帰属額、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
		政令で定めるもの		政令で定めるものの合計額
	第七百三十四条第三項の表の下欄	連結控除限度個別帰属額		連結控除限度個別帰属額及び特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額

2　前項に定めるもののほか、法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　国税通則法第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び復興特別法人税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二　法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等（以下この号及び第六項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は復興特別法人税と納税義務者及び事業年度が同一である他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第百四条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は復興特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3　国税通則法第七十条第三項（租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十六条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項において同じ。）に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税（国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。第六項及び第十項において同じ。）についてする賦課決定（国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）は、国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第六項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月を経過する日まで、することができる。同条第三項（第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4　前項の場合において、国税通則法第七十条第四項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「前二項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は同条第三項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条又は特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「、前条」とあるのは「、前条及び同項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

5　法人の各課税事業年度の所得に対する法人税又は連結所得に対する法人税につき租税特別措置法第六十六条の四第十六項又は第六十六条の八十八第十七項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の復興特別法人税（これらの規定の適用に係る部分に限る。）に係る国税通則法第二十三条第一項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。